

## **第 6 号議案 県連規約の改正**

### 第 6 号議案

#### 県連規約の改正について

##### 1. 規約 第 1 章 第 1 条（名称）

###### 【現行】

（名称）

第 1 条 この団体は、神奈川県アイスホッケー連盟（ KANAGAWA－KEN ICE HOCKEY FEDELATION 略号 K.I.H.F ）という。

###### 【改正案】

（名称及び設立年月日）

第 1 条 この団体は、1976 年(昭和 51 年)4 月 24 日に神奈川県アイスホッケー連盟（ KANAGAWA－KEN ICE HOCKEY FEDELATION 略号 K.I.H.F ）として設立する。

###### 【改正理由】

近年、口座振替による取引が多くなり、県体協補助金・国体運営・日ア連事業等でそれぞれ単独の口座を開設する必要がある。県連組織内ではレフェリー謝金などこれまで個人口座への振り込みを行ってきたが、これを改善する必要性が生じている。

口座作成時等に振り込め詐欺やマネーロンダリングの観点から、近年の金融機関の厳しい審査が特に任意団体に関してはある。開設に当たっては必要書類として、規約・設立年月日を証する書類等が要求される。

「公益財団法人 神奈川県体育協会創立 75 周年記念誌」には加盟団体として当県連の設立年月日を証する記載があるが、県連独自では持っていないため、規約に設立年月日を記載することとし、本代議員会に諮るものである。